

# 取引適正化に向けた政府の方針・政策について

2025年11月21日

経済産業省自動車課 高木直樹

## <主な内容>

- 政府の取引適正化に向けた取組①【制度改正等】
- 政府の取引適正化に向けた取組②【価格交渉促進月間等】
- その他【型取引関係等】

## <主な内容>

- 政府の取引適正化に向けた取組①【制度改正等】
- 政府の取引適正化に向けた取組②【価格交渉促進月間等】
- その他【型取引関係等】

# 政府の取引適正化に向けた取組①-1【制度改正等】

- 価格交渉・価格転嫁、型取引、手形取引などの観点より取引の適正化を図り、取引が円滑に実施されるよう、**基準改正や必要な要請等を実施。**

## これまでの基準改正・要請等の動き

### 価格交渉・価格転嫁関係

#### ①労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の策定（2023年11月 内閣官房・公正取引委員会）

- ✓ 労務費転嫁に関する経営トップの関与、発注者側からの定期的な協議の実施など、**12の行動指針**を明記

#### ②下請振興法に基づく振興基準の改正（2024年3月、11月 中小企業庁）

- ✓ **労務費指針に沿った行動を適切にとること**、**原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁**を目指すことを明記。また、下記の下請法運用基準、手形等に関する指導基準の改正内容の反映。

#### ③下請法に関する運用基準の改正（2024年5月 公正取引委員会）

- ✓ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の**コスト上昇を取引価格に反映しない取引が「買いたたき」に該当し得ること**を明確化（価格への反映の必要性について明示的に協議することなく据え置いた場合など）

### 型取引関係

#### 金型等の無償保管防止に関する要請（2023年12月15日 公正取引委員会・中小企業庁）

- ✓ 下請法に基づく勧告を踏まえ、**自動車業界含む関係団体に対して金型等の無償保管防止に関する要請文**を発出

### 手形取引関係

#### 手形等に関する指導基準の変更（2024年4月 公正取引委員会）

- ✓ 手形交付日から満期までの期間を**120日**（繊維業は90日）**以内から60日以内**とする旨の変更

# ●下請法改正法（＝中小受託取引適正化法）の概要（2025年3月11日閣議決定）

- 2025年3月11日、協議に応じない一方的な代金決定や手形払の禁止等を規定する「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立。（2026年1月1日施行）

## 背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

## 1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

### 【規制内容の追加】

#### （1）協議を行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止。

#### （2）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。

※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

### 【規制対象の追加】

#### （3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

#### （4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

### 【執行の強化等】

#### （5）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

## 2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

### （1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

### （2）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
- ②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

### （3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

### （4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたもののが改善されない事業者に対して、より具体的な措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

## 3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。

- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日 令和8年1月1日

## ●下請法（取適法）の主な改正事項①

### 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第5条第2項第4号関係】

#### 改正理由

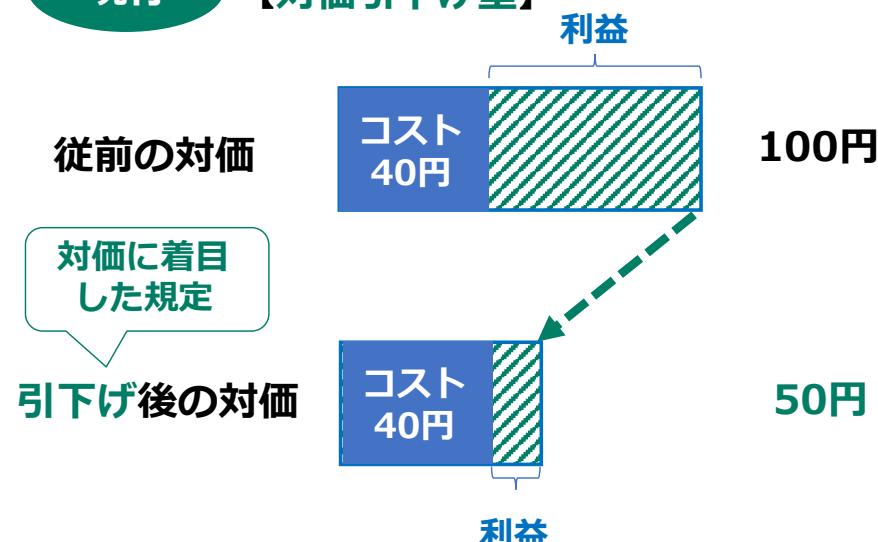
- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

#### 改正内容

- 「市価」の認定が必要となる買いたたきとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。

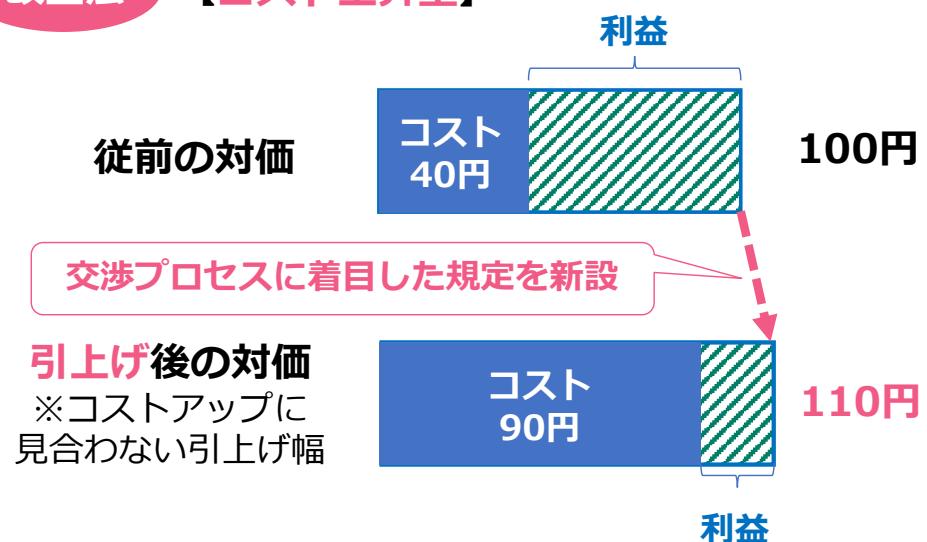
現行

【対価引下げ型】



改正法

【コスト上昇型】



## ●下請法（取適法）の主な改正事項②

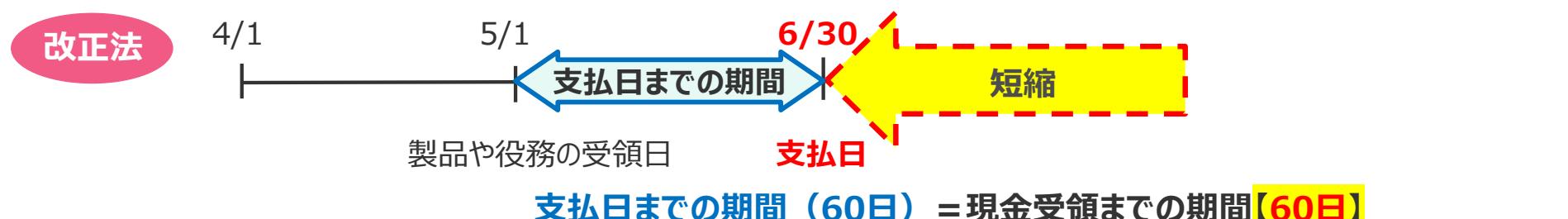
### 手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

#### 改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

#### 改正内容

- 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。



## ●下請法（取適法）の主な改正事項③

### 運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

#### 改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

#### 改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

#### 改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



## ●下請法（取適法）の主な改正事項④

### 従業員基準の追加【新第2条第8項、第9項関係】

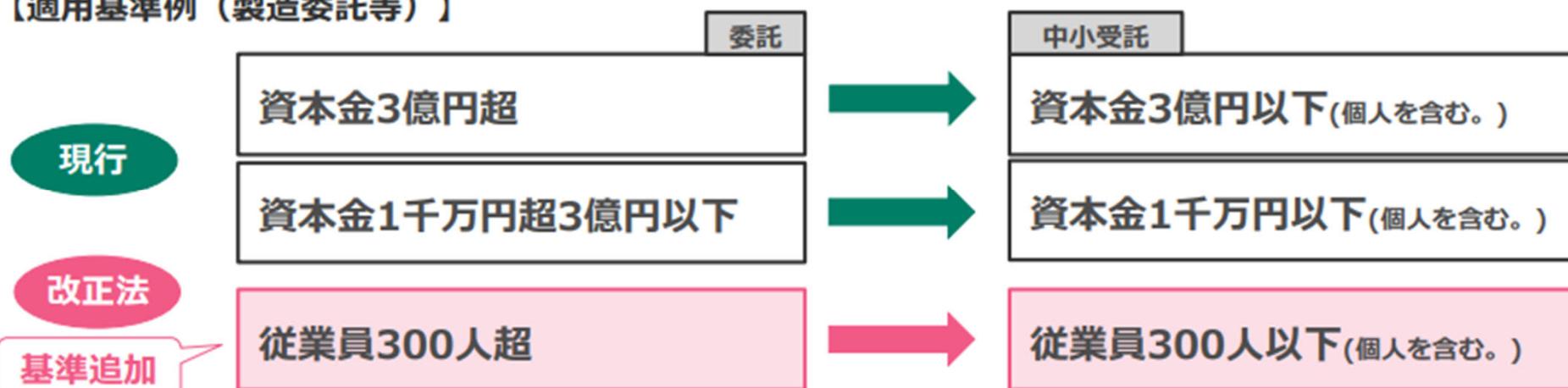
#### 改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資することによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

#### 改正内容

- 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

#### 【適用基準例（製造委託等）】



## ●下請法（取適法）の主な改正事項⑤

### 「下請」等の用語の見直し 【題名、新第2条第8項、第9項関係】

#### 改 正 理 由

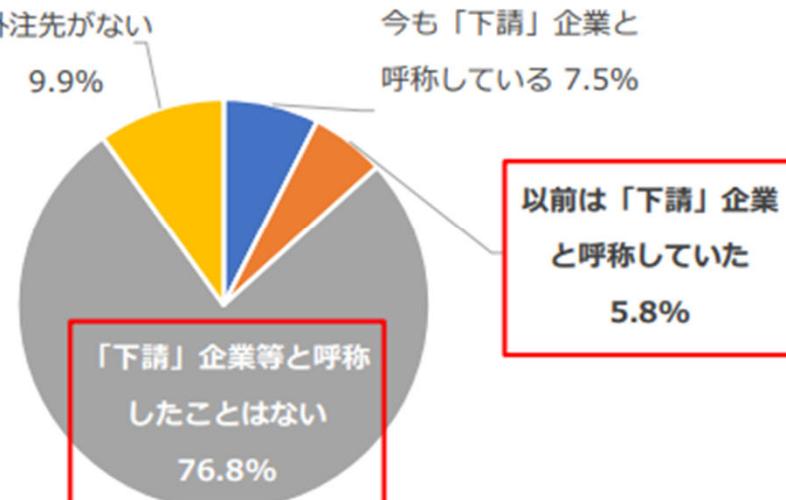
- 本法における「下請」という用語は、発注者と受注者が対等な関係ではないという語感を与えるとの指摘がある。
- 時代の変化に伴い発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている。

#### 改 正 内 容

- ◆ 用語について、「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「下請代金」を「製造委託等代金」等に改正する。
- ◆ 法律の題名も、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正する。

外注先を「下請」企業と呼称した経験の有無  
(n=3,583)

【発注者としての声】



発注者から「下請」企業と呼称された経験の有無  
(n=3,583)

【受注者としての声】



(出所) 中小企業庁・公正取引委員会「下請取引等の実態に係るアンケート調査」

# (参考) 改正下請法(取適法)の説明資料 ※公取委ホームページより

●2026年1月1日の施行に向けて公取委・中企庁より様々な媒体で制度周知中。

(取適法特設ページ) [https://www.jftc.go.jp/toriteki\\_2025/](https://www.jftc.go.jp/toriteki_2025/)

(パンフレット) [https://www.jftc.go.jp/toriteki\\_2025/img/poster\\_1.webp](https://www.jftc.go.jp/toriteki_2025/img/poster_1.webp)

(YouTube) [https://www.youtube.com/watch?list=TLGGSq-SElmC8YoxODExMjAyNQ&time\\_continue=6&v=t7zYRrLsWho&embeds\\_referring\\_euri=https%3A%2F%2Fwww.jftc.go.jp%2F&source\\_path=Mjg2NjY](https://www.youtube.com/watch?list=TLGGSq-SElmC8YoxODExMjAyNQ&time_continue=6&v=t7zYRrLsWho&embeds_referring_euri=https%3A%2F%2Fwww.jftc.go.jp%2F&source_path=Mjg2NjY)



(出所) 公取委ホームページより

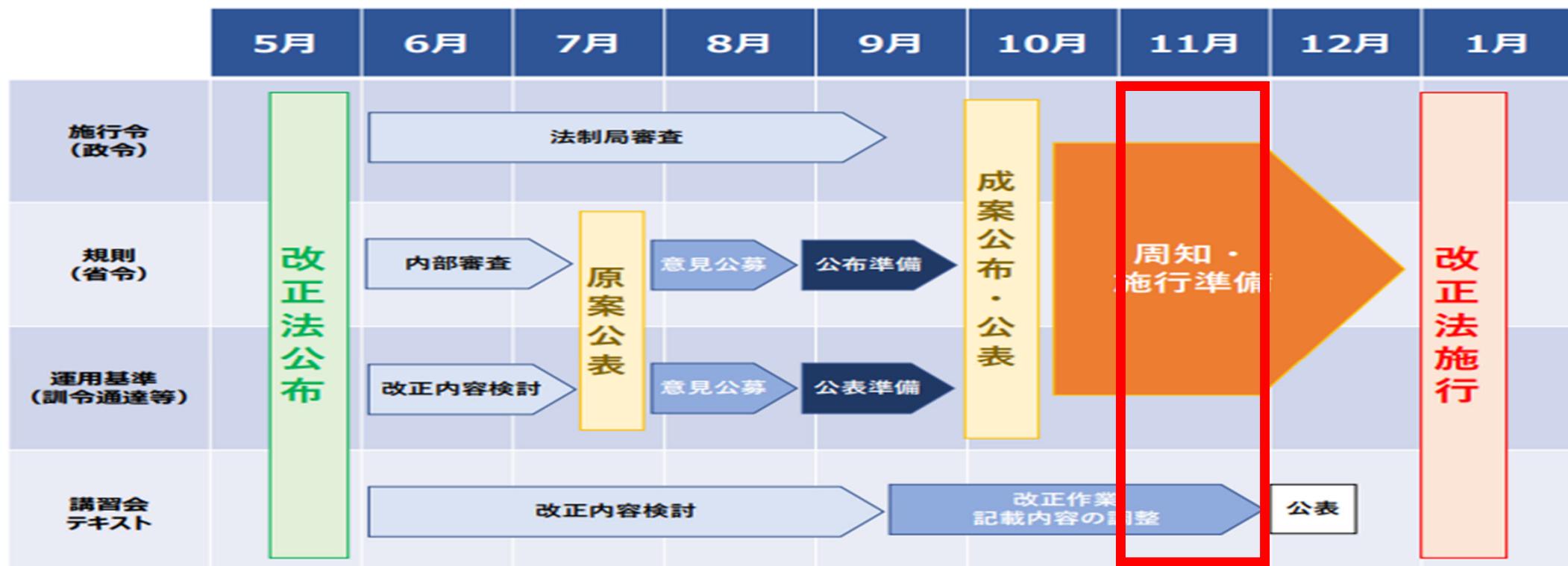
# (参考) 改正下請法（取適法）の下位法令等（規則・運用基準）の整備について

- 2025年10月1日に、運用基準が公表済み。
- 加えて11月中の公表を目指し、下請取引適正推進講習会テキスト及び運用・解釈を示すFAQ（※）についても見直し中。

※いずれも現時点版は、公正取引委員会HP 「よくある質問コーナー(下請法)」に掲載中。

[https://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke\\_qa.html](https://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke_qa.html)

## 下位法令等整備スケジュール（予定）



（出所）変革の時代における競争政策セミナー（第2回）公正取引委員会資料より抜粋

# 政府の取引適正化に向けた取組①-2【説明会等】

- 価格交渉・転嫁や型取引、手形取引などの適正化を図り、受託取引が円滑に実施されるよう、説明会など制度周知に向けた各種取組を実施してきたところ。
- **直近、価格交渉促進月間の9月にも、FU調査を実施**（受注側中小企業30万社が調査対象、12月目処で公表見込）

## 説明会等

- ✓ **改正ポイント説明会**（公取委・中企庁、各自治体等）：対面・オンラインにて**改正ポイント**を説明。全国各地で実施。
  - ✓ **取適法セミナー**（中企庁）：オンラインにて**取適法を踏まえた実務取引等**につき、実ビジネスに精通した弁護士等より説明。
  - ✓ **価格交渉講習会**（中企庁）：対面にて**適切な取引実現のためのテクニック等**につき、専門家が解説。個別相談会も実施。
- 改正取適法施行等を踏まえ、説明会・講習会等を全国各地で実施中。（いずれも先着順。早めの申込みを推奨）

## 価格交渉促進月間（後掲）

「2025年9月は価格交渉促進月間です！武藤大臣からのお願い」（2025年9月1日付けHP掲載）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

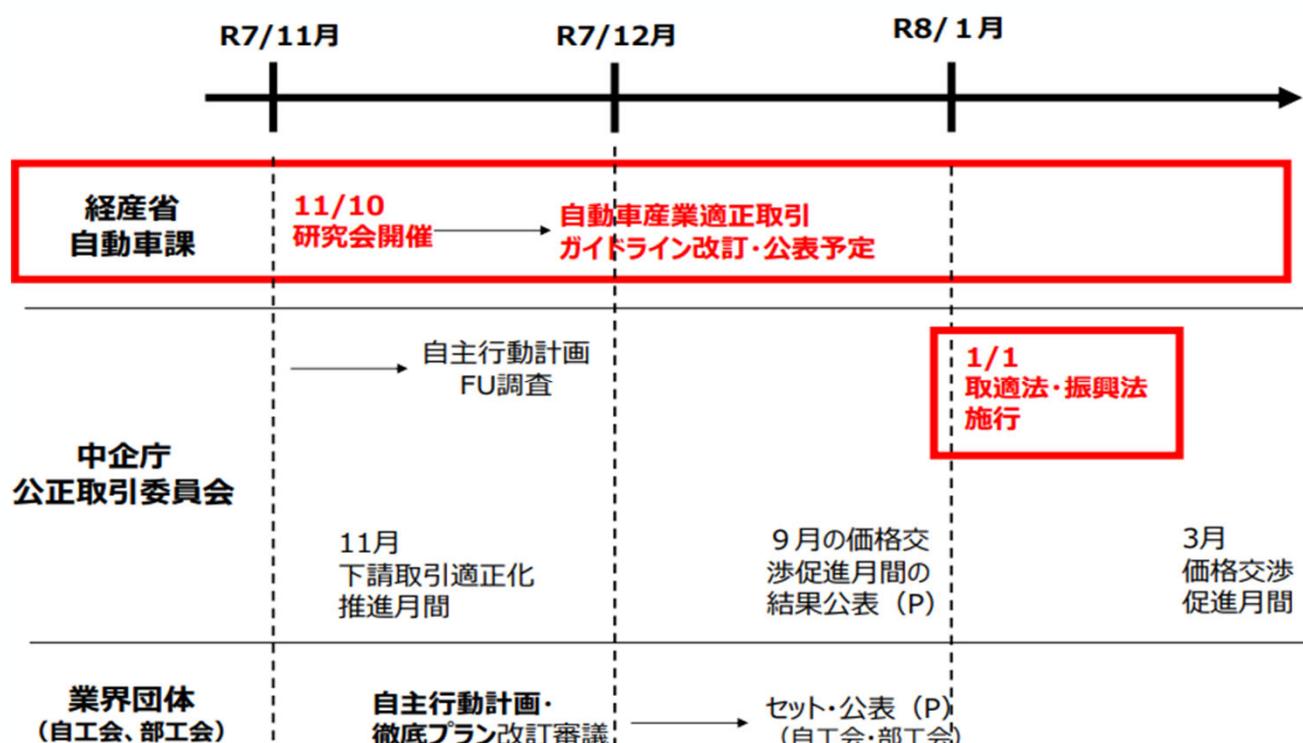
「米国の関税措置による影響などが不透明な中、価格転嫁は容易ではないという声もお聞きます。一方で、30年間続いた停滞から脱却し、継続的な賃上げが実現する成長型の経済に転換するためには、価格転嫁、取引適正化の取組をここで手を緩めるわけにはいきません。政府としても、**プッシュ型で現場の実態をきめ細かく把握し、関税が産業や雇用に与える影響を緩和するために必要な施策は躊躇なく実施**していきます。これまで官民を挙げて進めてきた**サプライチェーン全体での取引適正化の取組を継続していく**よう、引き続き、十分な配慮をお願いしたいと思います。（抜粋）」



# 政府の取引適正化に向けた取組①-3【自動車産業適正取引ガイドライン】

- 経済産業省自では、中小受託取引等の適正化の推進を掲げ、主要業種毎に取引適正化のためのガイドラインを策定。
- 自動車産業においても、**自動車取引適正化研究会**（※）の議論を経て**2007年6月**に策定。  
※学識経験者、自動車・同部品製造関係者及び素形材産業関係者の計19名より構成（細田神奈川大学名誉教授が座長）。
- 今般、改正下請法（取適法）が**2026年1月**に施行されることを踏まえ、「**自動車産業適正取引ガイドライン**」についても所要の改訂を行うべく調整中。（**2025年中改訂予定**）

## ガイドライン改訂等に係るスケジュール（2025年11月10日時点）



## ガイドラインの主な改訂点

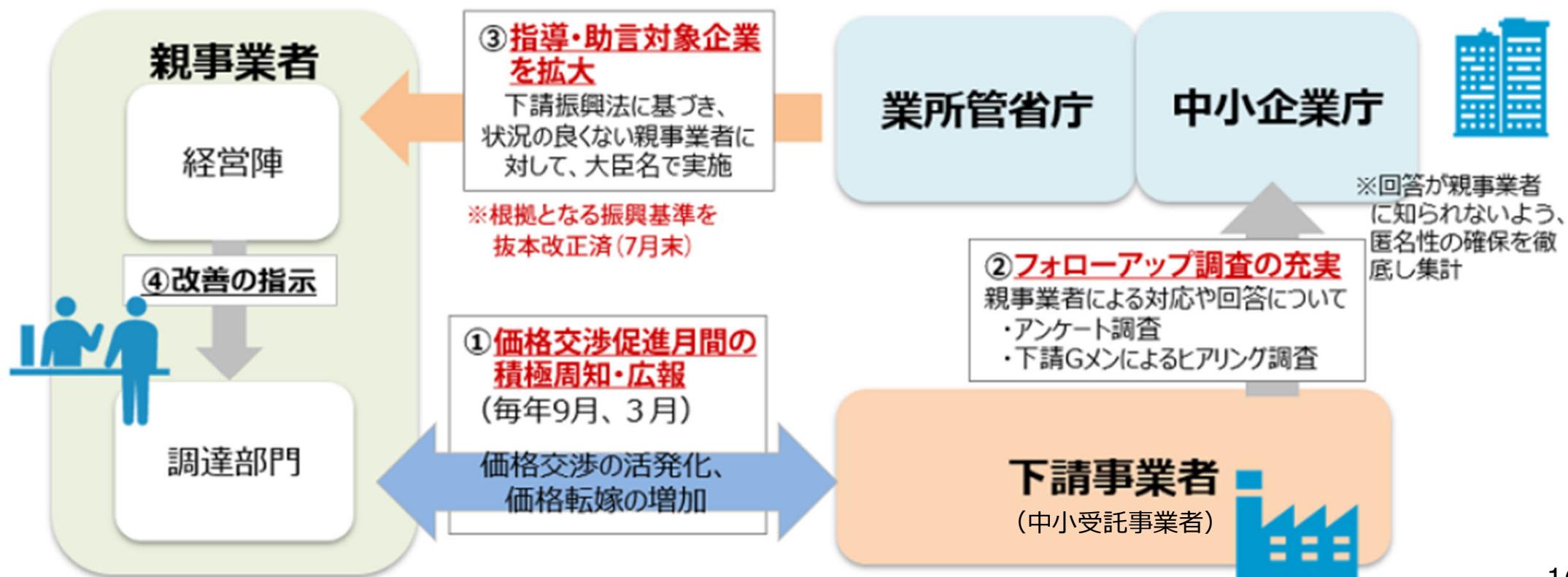
- ・ 改正下請法のポイントである一方的な代金決定の禁止、手形払等の禁止、従業員基準の追加等を含む。
- ・ 同ガイドラインでは、  
自動車産業の目指すべき調達慣行、  
自動車産業で指摘されている取引上の問題と関連法令上の留意点とベストプラクティス等について言及。
- ・ 今回の改訂では、自動車産業を巡る状況に鑑み、特に、従業員基準、型等取引や手形払禁止等に係る留意事項等の点を中心に改訂調整中。

## <主な内容>

- 政府の取引適正化に向けた取組①【制度改正等】
- 政府の取引適正化に向けた取組②【価格交渉促進月間等】
- その他【型取引関係等】

# 政府の取引適正化に向けた取組②-1 【価格交渉促進月間】

- 中小企業の賃上げ実現の鍵となる価格交渉、価格転嫁を経済界全体で促すため、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」とし、経済界を含む関係者に広く周知・広報（①）。
  - ⇒ 成果を確認するため、「価格交渉促進月間」の終了後、価格交渉、価格転嫁それぞれの実施状況のフォローアップ調査として中小企業に対して、「アンケート調査（30万社が対象）」、「下請Gメンによるヒアリング調査」を実施し、結果を取りまとめ。（②）
  - ⇒ 下請振興法に基づき、親事業者に対して、大臣名による指導・助言を実施。（③）
- 業界ごとの取組状況や、社名公表等により経営陣にも関与させ、取引方針の改善に繋げて来た。



# 政府の取引適正化に向けた取組②-2【価格転嫁関係】

価格交渉促進月間（2025年3月）FU調査結果（2025年6月20日公表）

**価格交渉**：全業種中順位が改善（前回19位→15位）。「交渉が行われた」割合が約74%。全業種平均よりも約10ポイント高く、全業種で最も高い。他方、「交渉を希望したが行われなかつた」割合も平均より高く（2.3ポイント高。前回の2.9ポイント高よりやや改善）、引き続き、取引適正化に向けた取組の更なる浸透が必要。

**価格転嫁**：転嫁率（全費目平均）は約57%。全業種平均よりも約4ポイント高く、全業種中順位も改善（前回8位→7位）。原材料、エネルギー、労務費の全要素で転嫁率上昇。特に原材料費は全業種中順位も大幅に改善（前回6位→3位）。

※全業種では、**価格交渉**では、発注企業からの申入れにより交渉が行われた比率がやや改善（3.2ポイント増）。

受注企業の意に反して**交渉が行われなかつた者**も存在するところ、**引き続き価格交渉・転嫁への機運醸成が重要**。

また、**価格転嫁**の状況は改善するも、引き続き、**転嫁できない企業との二極分離化**の傾向が見られる。

価格交渉・転嫁の状況（全業種・自動車業界）			
	全業種	自動車	
価格交渉	交渉が行われた	64.2% (54.9%)	73.9% (70.0%)
	交渉を希望したが行われなかつた	7.5% (8.6%)	9.8% (11.5%)
価格転嫁	一部でも転嫁できた	65.9% (56.7%)	73.9% (69.3%)
	全く転嫁できなかつた	13.4% (14.2%)	13.6% (17.1%)
転嫁率		52.4% (49.7%)	56.6% (51.9%)

※受注側のコスト上昇分に対して発注側が転嫁した割合

※括弧書きは前回調査の数字。

（出所）**価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果** | 中小企業庁

自動車業界の順位			
		前回	今回
価格交渉	価格交渉	19位	15位
価格転嫁	全体	8位 (51.9%)	7位 (56.6%)
	原材料費	6位 (59.8%)	3位 (63.7%)
	エネルギー費	4位 (51.8%)	4位 (55.0%)
	労務費	4位 (48.9%)	4位 (53.4%)

※価格交渉・価格転嫁とともに、30業種中の順位。

※括弧書きは転嫁率。

## ● 労務費の適切な転嫁に向けた対応

- 2025年6月のFU調査では、自動車業界に係る**労務費の転嫁率は全業種中4位（53.4%）**。優良事例に関する中小受託事業者（下請事業者）の生声も寄せられており、これまでの取組が着実に浸透。
- 他方、問題事例に関する中小受託事業者からの**生声**も引き続きあり。

### 価格交渉促進月間FU調査結果

#### 自動車業界の労務費の転嫁状況（業界順位・転嫁率）

前回	今回
4位（48.9%）	4位（53.4%）

#### 中小受託事業者からの生声

○：優良事例 ▲：問題事例

- 発注側企業より、価格交渉を申し出てほしい旨の連絡を受け、提示した額について100%了承してもらえた。
- 発注側企業から、価格申入れ用の調査フォーマットが展開された。回答に時間がかかった案件については、申入れ時点に遡って価格転嫁してもらえた。
- ▲コスト上昇に伴う価格交渉・転嫁を行った翌月に、発注側企業から「原価低減」という値下げの交渉をされる。
- ▲価格交渉に伴って多くのエビデンスを要求され、資料作成に膨大な時間が取られる。

# ●価格交渉促進月間FU調査に係る企業別評価リスト（「アイウエ」リスト）

※2025年8月5日公表

- 2025年8月5日に、価格交渉促進月間（2025年3月）のフォローアップ調査に係る企業別の評価リストが公表。

※価格交渉促進月間のフォローアップ調査結果

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202409/result\\_02.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202409/result_02.pdf)

- 調査票配布先の企業数は**30万社**と変わらないが、回答した中小企業数が増えたため（前回延べ54430社→76894社）、リスト掲載企業（※）が倍以上の**446社**（前回211社）となった。  
※リスト掲載企業：10社以上の受注側中小企業から「主要な取引先」として回答あった発注側企業。
- 自動車関連企業では、Tier2含めこれまで対象でなかった企業も、リスト掲載企業として追加。
- 今回より、新たに「支払条件」（現金手形の別、支払までの期間等）が調査項目に追加。

## 【参考1】根拠法令・条項：下請中小企業振興法第26条

第26条 国は、下請中小企業の振興を図るために必要があると認めるときは、振興基準に定める事項に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

※受注側中小企業の回答について、各項目ごとに平均値を算出し、以下のとおりA～Eに分類・整理。

## 【参考2】価格交渉促進月間（2025年3月）の調査概要

①概要：本調査は、2024年10月～2025年3月末までの期間における、発注者（最大3者）との間の「価格交渉の回答状況」、「価格転嫁の回答状況」、「支払条件の回答状況」について、受注側中小企業の回答を点数化（各項目10点満点）し、発注者ごとにその平均値を算出した上で、A～Eの4区分に分類・整理したもの。

②配布先企業数：30万社

③アンケート調査期間：2025年4月21日～5月30日

④回答企業数 65,725社（回答から抽出される発注者数は延べ 76,894 社）

A：7点以上  
B：7点未満、4点以上  
C：4点未満、0点以上  
D：0点未満

# (参考) 取引適正化に関する経済産業大臣からの要請 (2025年4月8日)

- 武藤経済産業大臣と自動車業界との懇談会を開催（2025年4月8日）し、2025年1月の石破総理からの指示を踏まえ、自工会・部工会に対して取引適正化に関する取組を要請。
- 加えて、米国の関税措置による影響への対応として、適正取引の確保に向けた目配せを要請。

【政府側】武藤大臣、山下長官・山本事業環境部長・鮫島取引課長（中企庁）、伊吹局長・伊藤自動車課長（製造局）、小見山審議官（通商政策局）

【業界側】片山自工会会長（いすゞ）、茅本部工会会長（日本発条）、鈴木社長（スズキ）、佐藤社長（トヨタ）、三部社長（ホンダ）、大崎社長（SUBARU）、竹内エスピノサ社長（日産）、毛籠社長（マツダ）、加藤社長（三菱）、齋藤社長（豊田合成）



## 武藤大臣からの要請

- 下請法に違反する不適正取引に関する自主点検について、既に実施してきた自動車業界における引き続きの実施。違反がある場合の不利益回復と自発的申出の活用促進
- 下請法改正案の成立・施行前における業界内周知と新たな規制対象事項の自主的対応の促進。
- 下請法対象・対象外に関わらない、受注者の利益を損ね価格転嫁を阻害する商慣習の見直し。自動車業界は、特に、型取引に係る自工会・部工会が連携した改善に向けた取組と手形等による支払早期化や現金払い化への対応。また、物流や警護等の間接部門の適正契約。
- 直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定と情報発信について、自工会・部工会が連携して OEMやTier1の取組をTier2以降に情報発信する取組の継続。
- 自主行動計画や労務費転嫁指針の遵守、パートナーシップ構築宣言の実施に関する業界内への呼びかけ。
- 米国の関税措置の影響が中堅・中小部品メーカーに及ばないよう適正取引を確保。

## <主な内容>

- 政府の取引適正化に向けた取組①【制度改正等】
- 政府の取引適正化に向けた取組②【価格交渉促進月間等】
- その他【型取引関係等】

# その他【型取引関係】

- 2023年12月に、公取委及び中企庁が関係業界団体宛てに金型等の無償保管要請の防止を要請したもの、自動車業界（主に部品製造業）に対する下請法違反の勧告が続いている状況（要請後の当該勧告事案23件中11件（2025年に入って9件）が自動車関連）。

## 業界団体向け要請（2023年12月）



### 【金型等の無償保管要請の防止について】

(略) **金型等の無償保管要請は、下請代金支払遅延等防止法（略）に違反**するものであり、公正取引委員会及び中小企業庁はかねてより、この問題の解消に向けて、(略) 各種取組を行ってまいりました。

(略) 公正取引委員会は、令和5年以降、**金型等の無償保管要請を行った事業者に対し、（略）勧告**を行っており、(略) 今後、違反行為を行わないことを取締役会の決議により確認すること、下請法の遵守体制を整備すること等を求めていきます。

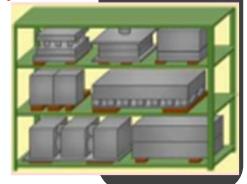
**公正取引委員会及び中小企業庁としては、引き続き、この問題に厳正に対処**してまいりますところ、貴団体におかれましても、(略) 金型等の無償保管要請に係る**下請法に違反する行為の未然防止**に努めるよう促すなど、**取引適正化に資する取組を一層推進**していただくようよろしくお願ひいたします。

## 金型等の無償保管要請に係る勧告事案の概要

親事業者

自動車用部品の製造委託

自社所有の金型等を貸与



無発注の部品に係る**金型等の長期保管**に要する保管費用を負担

下請法違反

## 型取引について勧告を受けた事業者数

(2023年12月の業界団体向け要請以降)

2024年 6件（うち、**2件が自動車関連**）  
2025年※ 17件（うち、**9件が自動車関連**）

※2025年11月13日時点

# その他【下請法違反に係る自発的申出制度】

- 自発的申出制度は、公正取引委員会（又は中企庁）に対して、親事業者より下請法違反を自発的に申し出た場合であって、以下のような事由が認められる場合には、親事業者の法令遵守を促す観点から、勧告を行わない（事業者名の公表も行わず）とする制度。

- 公正取引委員会が、公正取引委員会が当該違反行為に係る調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている。
- 当該違反行為を既に取りやめている。
- 当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置（※）を既に講じている。  
※下請代金を減じていた当該事案においては、減じていた額の少なくとも過去1年間分を返還済み。
- 当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている。
- 当該違反行為について公正取引委員会が行う調査及び指導に全面的に協力している。

## 自発的申し出の件数等

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規に受けた自発的な申出の件数	24件	32件	23件	39件	32件
処理した自発的な申出の件数	58件	34件	20件	39件	36件
自発的申出による原状回復の金額	1億4437万円	1億4896万円	8億2106万円	7770万円	3億5328万円
自発的申出により原状回復を受けた下請事業者数	3,230名	433名	91名	2,158名	525名

※参考：令和2～6年度で年度平均30件。なお令和6年度の勧告件数は21件。

## 留意点

※公取委HP「自発的申出FAQ」より作成

- 自発的申出書及び疎明資料の直接訪問での提出は不可（提出は、郵送のほか電子メールでも可）。
- 「調査に着手する前」とは親事業者に「調査実施の連絡を行った時点」より前を指す。実際の調査より前でも、調査の通知があった以後は本制度の利用は不可。
- 全ての不利益回復措置を講じることが難しい場合はその理由と予定する措置を申出書に記載の上提出すること。
- 再発防止策を講じる予定（防止策及び実施時期を申出書に要記載）があれば、同防止策が完了せずとも申出可。

**本日の御説明は、以上になります。  
御静聴いただき、ありがとうございました。  
御質問・御相談等ありましたら、以下連絡先までお願いします。**

**<連絡先>**

**経済産業省製造産業局自動車課部品班**

**電話 : 03-3501-1690**

**メール : [bzl-supplier-gr2@meti.go.jp](mailto:bzl-supplier-gr2@meti.go.jp)**